

## 第 4 1 号議案参考資料

### 議 案 名

専決処分の承認を求めることについて

(桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例)

#### 1 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、令和 4 年 3 月 3 1 日に桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

#### 2 改正の内容

(1) 桶川市税条例の一部改正 (改正条例第 1 条関係)

##### 【法人市民税】

① 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第 5 0 条関係)

② 引用部分の整理を行う。

(附則第 5 条の 2 関係)

##### 【固定資産税】

① 記載されている住所が明らかにされることにより生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、必要な措置を講じた固定資産課税台帳を閲覧に供することができることに伴い、所要の改正を行う。

(第 7 7 条の 2 関係)

② 記載されている住所が明らかにされることにより生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、必要な措置を講じた記載事項証明書を交付することができることに伴い、所

要の改正を行う。 (第77条の3関係)

③ 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(附則第10条の2関係)

④ 省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、所要の改正を行う。

(附則第10条の3関係)

⑤ 商業地等に係る負担調整措置について、課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、評価額の2.5%とする。

(附則第12条関係)

(2) 桶川市都市計画税条例の一部改正 (改正条例第2条関係)

① 地方税法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(附則第2項から第4項まで及び第17項関係)

② 商業地等に係る負担調整措置について、課税標準額の上昇幅を令和4年度に限り、評価額の2.5%とする。

(附則第6項関係)

### 3 施行期日

令和4年4月1日